

議案第93号

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約
の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日

西脇市長 片山 象三

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約
の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、障害種別にかかわらず多様な障害のある子どもを対象に、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う地域における障害児支援の中核的役割を担うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。